

運用ルール検討WG

国土交通省航空局

運用ルールWGの検討状況

運用セーフティルールの検討状況

空港運用業務指針及びガイダンス※において改正すべき対象項目の整理

(検討項目)

- ① 用語の定義
- ② 特定自動運行車両が備えるべき要件
- ③ 特定自動運行実施者に対する要件
- ④ 遠隔監視を行う際の要件
- ⑤ 空港管理者が実施すべき事項

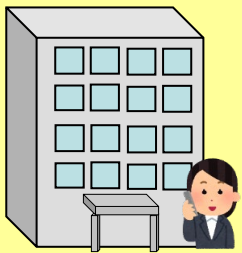
※正式名称：空港制限区域内における自動運転車両の走行ガイダンス

運用テクニカルルールの検討状況

共通インフラWGにおける検討の中で整理を実施（特定自動運行用車両の性能、共通インフラによる支援のいずれにおいても対応できない事項について運用ルールで対応を行う）

- 例)
- ① 通路への進入時の錯綜回避
 - ② 横断歩道での人の横断意思確認
 - ③ 交差点での発進・停止判断
 - ④ 緊急車両の認識

特定自動運行実施者



- 空港管理者との自動運行自動車(車両)の運行に伴う調整
- 必要な申請・許可等の取得
- ODD・運行計画の作成
- 特定自動運行主任者の指名
- 特定自動運行業務従事者の配置・訓練の実施
- 遠隔監視による運行と緊急時における対応の実施

遠隔監視



特定自動運行主任者

① 申請(特定自動運行計画・車両使用)の提出

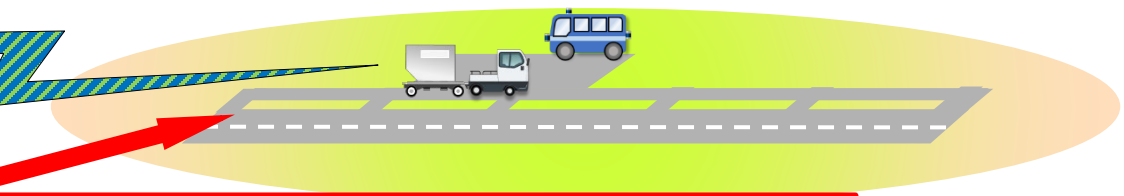
② 許可・適格性審査、車両承認(ODD・条件の設定)

空港関係者



③ 特定自動運行自動車(車両)特有の動きや空港関係者が順守すべき運転ルールの周知

④ 遠隔監視により、ODDに基づく特定自動運行の実施



事故等発生時には、遠隔で周囲の人に支援を求める、現場措置業務実施者を現場に向かわせる等の対応を行う。

※ 必要に応じて自動運行補助施設・急速充電設備など必要なインフラを整備

空港管理者

